

別表1－1（ワンストップ相談窓口）【既存】

市町村が実施する創業支援等事業

(盛岡市、八幡平市、滝沢市、零石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町)

創業支援等事業の目標	
<ul style="list-style-type: none">・盛岡市が設置しているインキュベーション施設においては、盛岡市産業支援センター、盛岡市産学官連携研究センターを中心に、入居企業以外からの創業又は経営等に係る相談が令和2年度は年間延べ199件、令和3年度には年間延べ179件程度寄せられている。・盛岡広域8市町のワンストップ相談窓口が対応した創業・起業を含む相談件数は、令和2年度には延べ276件、令和3年度には延べ244件であり、このうち実際に創業に結びついた件数は令和2年度には3件、令和3年度には2件となっている。・以上より、ワンストップ窓口の支援対象者数を300件とし、うち10件の創業を目標とする。・創業、起業に係るワンストップ相談窓口は、盛岡広域8市町及び各商工会に担当窓口をそれぞれ設置し、創業者に適切に対応できる担当者を配置するとともに、盛岡市が全体調整の役割を担うことで緊密な連携を図り、盛岡市企業支援マネージャーを中心となつて相談対応を行う。	
(目標数) ・創業支援対象者数：300人 創業者数：10人	
創業支援等事業の内容及び実施方法	
<p>1 創業支援等事業の内容</p> <p><担当窓口の設置></p> <p>盛岡市、滝沢市、矢巾町は、都市型産業が集積する盛岡地域の特色を生かして、創業しようとする者又は創業後間もない者を対象とした創業に対する支援及び地場企業の技術革新、新商品等の開発等の支援を行うことで、地域経済の担い手となる人材の育成を図るとともに、交流会等を通じて創業者等と地場企業の人的ネットワークを構築することにより、盛岡地域の産業の振興を推進することを目的とした「地域人材育成ネットワーク事業実行委員会」を平成14年度に設立し、「盛岡地域起業家セミナー」の定期開催や「起業家塾@もりおか」の講座開設など、行政の立場から起業・創業を支援する活動を継続してきた経緯がある。また、同実行委員会については、平成28年度に紫波町も加わった。</p> <p>また、盛岡広域8市町（盛岡市、八幡平市、滝沢市、零石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町）としては、企業立地促進法に基づき、岩手県や高等教育機関等で構成する「盛岡広域地域産業活性化協議会」を平成19年度に設立し、策定した基本計画に沿って「組込みソフトとIT・システム関連産業」及び「食料品製造業」の集積に取り組むほか、求心力のある中核的な都市圏形成、構成団体の一体的な発展及び住民福祉の向上を図ることを目的に、平成20年度に設立された「盛岡広域首長懇談会」において広域で共通する行政課題である企業誘致に取り組んできた広域連携の下地がある。</p> <p>このような連携の実績と枠組みを活かし、盛岡市産業支援センターをはじめとするインキュベーション施設や関係する産業支援機関、地域金融機関、NPO等との連携を強化し、盛岡広域8市町がそれぞれの市町における創業支援機関とのパイプ役を行い、その総合的などりまとめを盛岡市が行う。</p> <p>具体的には、下記8市町の担当窓口に創業支援担当者を配置し、創業希望者からの相談内容に応じて支援事業の情報提供や参加促進を行うとともに、適切な支援機関や支援事業、市町の担当部署につなぐ。</p> <p>担当窓口 盛岡市：商工労働部ものづくり推進課立地創業支援室</p>	

八幡平市：商工観光課
滝沢市：経済産業部企業振興課
零石町：観光商工課
葛巻町：いらっしゃい葛巻推進課
岩手町：みらい創造課
紫波町：産業部商工観光課
矢巾町：産業観光課

さらに、盛岡市は、地域における起業家の育成・指導を行う専門家として「企業支援マネージャー」を1名任用している。企業支援マネージャーは、盛岡市産学官連携研究センターのインキュベーションマネージャーを兼任し、入居者のみならず地域の起業家、事業者等に対しての経営支援等のアドバイザー業務に携わるほか、盛岡市産業支援センター及び盛岡市新事業創出支援センターのインキュベーションマネージャーへのアドバイザー業務を担っている。

そのため、企業支援マネージャーを核とし、盛岡市産学官連携研究センター内に創業支援のワンストップ相談窓口を設け、盛岡広域8市町が設置する担当窓口、盛岡商工会議所、各市町商工会、各創業支援機関と連携し、様々な創業時の課題を解決する。

<創業に必要な要素と各連携機関が担う役割>

(1) ターゲット市場の見つけ方

(顧客ニーズ、市場規模の分析、法制度の動向、経済的・社会的環境の変化、技術革新の影響、今後のリスクの分析。)

- ・商工団体、金融機関等が市場ニーズを把握し、情報提供する。
- ・各種起業講座の受講者に対しては、講師をはじめとした専門家から個別のビジネスプランに対するアドバイスを行う。

(2) ビジネスマodelの構築の仕方

(顧客はだれか。どういったニーズに対応するものであるか。どういった原材料を使い、効率的に生産、サービスを提供できるか。事業用地、人員は計画どおり確保できるのか、人材育成ができるか。採算性はとれるか。)

- ・商工団体、金融機関が顧客、ニーズへの対応、採算性についてのアドバイスを実施する。
- ・盛岡市、滝沢市、矢巾町及び紫波町が連携して開催する「起業家塾@もりおか」において、経営コンサルタントによるビジネスモデル構築を中心とした講座を実施する。
- ・各インキュベーション施設において、入居者に対し、インキュベーションマネージャーによるビジネスモデル構築に向けたプラッシュアップを行う。
- ・岩手町において、岩手町に關係する起業・創業希望の個人・法人等に対し、セミナー及び個々に対するメンタリング、トレーニングを提供し、起業をサポートするとともに、起業・創業に係る対象経費の2分の1に相当する額を補助する（限度額50万円）。
- ・盛岡市産業支援センターにおいて、登録利用者に対し交流スペースをコワーキングスペースとして開放し、様々なコミュニティの形成を促す。
- ・盛岡市産学官連携研究センターにおいて、岩手大学研究支援・产学連携センターと連携し、大学の研究シーズと企業の事業ニーズのマッチングや、産学官民のネットワーク形成による異分野交流などイノベーション創発のさまざまな機会を提供する。
- ・盛岡市新事業創出支援センターにおいて、入居企業同士が事業の進むべき方向性を共有し、協業してプロジェクトに取り組むといった産業クラスター形成を支援する。
- ・ノウハウを持つNPO等が中心となり、コミュニティビジネスやソーシャルビジネスなど地域・社会課題の解決に向けた社会起業家の育成を支援する。
- ・NPO等が、女性起業家の育成を支援する。

(3) 売れる商品・サービスの作り方

(ニーズを的確にとらえているか。競合他社と比較して優位性があるか。新規参入者の脅威へ対応できるか。代替商品・サービスの可能性があるか。原材料を安定的に入手できるか。)

- ・商工団体などが中心となり、商品・サービスに対し、専門的知見に基づき強み、弱みを分析しアドバイスを行う。
- ・連携する大学や公設試験研究機関において、商品の性能テスト・サービスに対するアドバイスやエビデンスなどの科学的知見を提供する。
- ・商工団体が中心となり、事業者連携のためのマッチング支援を行う。

(4) 適正な価格の設定と効果的な販売方法

(4P戦略（プロダクト（製品・サービス）、プライス（価格）、プレイス（販路）、プロモーション（宣伝）をどのように考えるか。）

- ・商工団体が中心となり、販売先、ターゲット、販売方法、価格へのアドバイスを行う。
- ・盛岡市に主たる事業所を置く製造業及び情報サービス業を主たる事業として取り組む中小企業が、市場開拓又は販路拡大を目的とした国内外の展示会等の出展に対し、出展小間料などの2分の1に相当する額を補助する（限度額：国内10万円、海外25万円）。※一定の要件あり
- ・八幡平市に主たる事業所を置く製造業を主たる事業として取り組む中小企業が、市場開拓又は販路拡大を目的とした展示会等の出展に対し、出展小間料などの2分の1に相当する額を補助する（限度額25万円）。※一定の要件あり

(5) 資金調達

(どれだけの費用が必要か、自己資金はいくらあるか、金融機関からいくらの借り入れが必要か、借り入れは可能か、無理のない返済が可能か。補助金や制度融資は活用できないか。）

- ・金融機関が中心となり、資金調達へのアドバイスや金融支援を行う。
- ・市町は、制度融資及び信用保証料の補給を実施する。※一定の要件あり。
- ・盛岡市においては、市内の伝統産業事業者、又は盛岡市産業支援センター・盛岡市産官連携研究センター・盛岡市新事業創出支援センターに入居している事業者で、市長の認定を受けた者が、市で保証料補給を行う資金を利用する場合は、市が保証料を全額補給する。
- ・ベンチャーキャピタル、金融機関がファンドによる資金供給を行うとともに、ハンズオンの経営支援を実施する。
- ・商工団体が、資金調達へのアドバイスを行うとともに、書類作成の補助、補助金等の申請書の作成支援を行う。

(6) 事業計画書の作成

(創業の動機、目的、ビジョン、商品・サービスの強み、資金計画、収支計画を整理して、事業計画書（紙）にうまくまとめられるか。）

- ・商工団体が、事業計画書の策定について専門家と一緒にアドバイスを行うほか、金融機関が事業計画書のブラッシュアップを行う。
- ・補助金等の申請については、各市町の担当窓口や商工団体等の認定経営革新等支援機関が連携してサポートを行う。

(7) 許認可、手続き

(創業に伴う手続きにはどのようなものが必要か、必要な許認可はあるのか。どのような組織形態を取るのが良いのか。どのような書類を記載すれば良いのか。）

- ・各市町が、担当窓口において、創業手続き・許認可についてのアドバイス、関係機関への連絡調整を行う。

- ・また、より詳細な知識を必要とする場合には、税理士会、社会保険労務士会、行政書士会などを紹介し、税務、労務管理、起業手続きのアドバイスなど必要な支援をいただく。

(8) コア事業の事業展開の可能性や関連事業への拡大可能性

- (コア事業を核として幅広い事業展開を推進するため、どのような取組が必要か。地域への波及効果を拡大するため、将来的にどのような事業への拡大が見込まれるか。)
- ・商工団体、金融機関をはじめとした支援機関が連携し、創業後の経営状況を随時確認する中で、コア事業を中心とした規模拡大や事業展開等の可能性を見出し、必要なアドバイスを継続的に実施する。

<特定創業支援等事業について>

- ・創業支援機関において支援を実施し、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識を全て身につけることが出来る事業を特定創業支援等事業とする。
- ・特定創業支援等事業による支援に係る証明書は、創業者からの申請に基づき、創業支援等事業者から提出された名簿と照合し、特定創業支援等事業を受けた者であることを確認の上各市町が交付する。
- ・特定創業支援等事業を実施し、証明書の発行を受けた創業者に対しては、その後の創業の有無や実績報告等を電話、メールを含めた聞き取りにより確認する。

<各創業支援等事業の共通事項>

- ・創業等の実施状況については、連携する創業支援等事業者が実施する創業準備状況の把握等を通じて、隨時把握する。
- ・事業計画全体に関して、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる事業を行う創業者に対しては支援を行わないものとする。また、業種だけでは判断が難しい事業については、必要に応じ、新たに開始しようとする事業の内容に係る確認書等の提出を求め、当該事業の内容に問題があると認められる場合は、支援を行わないよう適切な対応をとることとする。
- ・各創業支援機関が支援を行った創業者の情報に関しては、創業者の同意を得た上で、守秘義務に十分配慮しながら、盛岡市において情報集約・一元化を図り、創業支援カルテを作成する。カルテには、製品、販路、販売手法、資金管理、人材等、創業者がどういう支援を望んでおり、どういったノウハウが不足しているかわかるようにし、適切な機関に誘導し、創業実現まで各創業支援機関がハンズオンで支援できるようにする。
- ・個人情報の取扱については、個人情報保護法等の関係法令及び各市町の関係条例等を遵守する。

2 創業支援等事業の実施方法

① 盛岡広域創業支援連絡会議の設置

盛岡広域地域における創業支援機関相互の連絡調整及び創業者に関する情報共有と、設定した目標に対する事業の進捗状況の確認を行うため、「創業支援機関連絡会議」を設置し、原則隔月1回の会議を開催するとともに、各創業支援機関担当者のメーリングリストによる日常的な情報共有体制を整える。

② ワンストップ窓口の設置

盛岡市産学官連携研究センター内に、岩手大学に事務従事する盛岡市担当職員1名と企業支援マネージャーを配置し、関係機関と連携したワンストップ窓口を設置する。また、関係機関と連携の上、ワンストップ窓口設置のパンフレットを作成し、連携機関の窓口にそれぞれ配架し、幅広く創業者の目に届くようにする。

ホームページについても盛岡地域で創業支援を行っている創業支援機関をまとめたなど

コンテンツを充実させ、ネット上でも施策を紹介していくとともに、メール受付などネット上でも相談対応ができるようにする。

③ 窓口設置場所（創業支援担当者数）

担当窓口 盛岡市：商工労働部ものづくり推進課立地創業支援室

(4名：うち1名は岩手大学に事務従事)

八幡平市：商工観光課（1名）

滝沢市：経済産業部企業振興課（1名）

零石町：観光商工課（1名）

葛巻町：いらっしゃい葛巻推進課（1名）

岩手町：みらい創造課（1名）

紫波町：産業部商工観光課（1名）

矢巾町：産業観光課（1名）

- ・盛岡広域8市町は、上記担当窓口設置課において、庁舎開庁日の8時30分から17時15分まで相談対応を行う。
- ・各市町のホームページや広報誌等において、ワンストップ相談窓口設置を広く周知していく。

④ 創業支援機関（認定創業支援等事業者）一覧

No	区分	機関の名称	備考
1	商工団体	各市町商工会（八幡平市、滝沢市、零石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町）	
2		盛岡商工会議所	
3		岩手県中小企業団体中央会	
4	インキュベーション管理運営	FVC Tohoku株式会社	盛岡市産業支援センター指定管理者
5		国立大学法人岩手大学	盛岡市産学官連携研究センター指定管理者
6		協同組合産業社会研究会経営者革新会議	盛岡市新事業創出支援センター指定管理者
7	ベンチャーキャピタル	いわぎん事業創造キャピタル株式会社	
8	金融機関	株式会社岩手銀行	
9		株式会社北日本銀行	
10		株式会社東北銀行	
11		盛岡信用金庫	
12		日本政策金融公庫盛岡支店	
13	ベンチャーキャピタル	FVC Tohoku株式会社	もりおか起業ファンド無限責任組合員 もりおかSDGsファンド無限責任組合員
14	NPO等	特定非営利活動法人参画プランニング・いわて	もりおか女性センター指定管理者

⑤ 特定創業支援等事業

市町又は創業支援機関が実施する主な特定創業支援等事業は次のとおり。

次の創業支援機関において支援を実施し、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識を全て身につけることが出来る事業を特定創業支援等事業とする。

No	創業支援機関等	事業名称	支援メニュー				備考
			経営	財務	人材育成	販路開拓	
1	盛岡市、滝沢市、紫波町、矢巾町	起業家塾@もりおか	○	○	○	○	別表 1-2
2	盛岡商工会議所	創業スクール	○	○	○	○	別表 2-2
3	岩手県中小企業団体中央会	創業セミナー・個別相談指導事業	○	○	○	○	別表 2-4
4	FVC Tohoku(株)	盛岡市産業支援センター指定管理	○	○	○	○	別表 2-5
5	国立大学法人岩手大学	盛岡市产学官連携研究センター指定管理	○	○	○	○	別表 2-6
6	協同組合産業社会研究会経営者革新会議	盛岡市新事業創出支援センター指定管理	○	○	○	○	別表 2-7
7	いわぎん事業創造キャピタル(株)、(株)岩手銀行	ベンチャーファンド	○	○	○	○	別表 2-8
8	FVC Tohoku(株)ほか	もりおか起業ファンド	○	○	○	○	別表 2-10
9	FVC Tohoku(株)ほか	もりおかSDGsファンド	○	○	○	○	別表 2-13
10	特定非営利活動法人参画プランニング・いわて	女性起業芽である塾	○	○	○	○	別表 2-12

別表1－2（起業家塾@もりおか）【既存】【特定創業支援等事業】

市町村が実施する創業支援等事業（盛岡市・滝沢市・紫波町・矢巾町）

創業支援等事業の目標	
・「起業家塾@もりおか」の開催 平成17年から開催しており、平成30年度から令和4年度までの5年間では、延べ139人が受講しうち少なくとも10人が起業・創業に至っていることから、受講人数を20人とし、講座の内容の充実と、新規事業である盛岡地域ビジネスプランコンテストとの連携により、年間4件程度の新規起業を目標とする。	(目標数) ・創業支援対象者数：20人 創業者数：4人
創業支援等事業の内容及び実施方法	
<u>1 創業支援等事業の内容</u>	
<起業家塾@もりおか> 「起業家塾@もりおか」は、盛岡市、滝沢市、紫波町、矢巾町で構成する「地域人材育成ネットワーク事業実行委員会」が事業主体となり、起業・創業、新規事業の立ち上げに関心がある方及び起業・創業後間もない方を対象とした全6回（1コマ2時間）の講座であり、平成17年度から令和4年度まで計34回を開催し、延べ500人が受講している。受講終了後については、講師等による継続的な相談はもとより、司法書士、弁理士、社会保険労務士といった有資格専門家がベンチャーメンター（起業家への指導・助言者）として新規創業者の抱える経営面等の課題解決を支援する体制を整えている。	
本計画では、「起業家塾@もりおか」の継続開催にあたり、定員枠は講師のきめ細かな指導が行き届く各回20人とし、地域金融機関を含むベンチャーメンターによる相談体制を維持しながら、卒業生を新規事業である盛岡地域ビジネスプランコンテストに誘導することで、地域の創業機運醸成とあわせて卒業生の創業意欲のさらなる向上を図り、創業者数の増加に繋げる。	
「起業家塾@もりおか」カリキュラム	
・第1回 事業の基本原則：事業目的と事業価値・事業の三要素（経営） ・第2回 起業の道筋：事業スケルトン・事業収支確認・資金確保・実行計画作成（経営・財務） ・第3回 市場への直面と対応：顧客と提供価値の関係・事業タイプ別の留意点（販路開拓） ・第4回 ワークショップ①：事業目的・顧客と提供価値（商品・サービス）（人材育成・販路開拓） ・第5回 ワークショップ②：収支計画と資金計画の策定・実行計画の策定（経営・財務） ・第6回 全員参加のプラン発表：各自の計画の発表及び相互評価と意見交換（人財育成） ※開催時間：開館日の夜18時30分から20時30分まで（原則週1回、1か月以上の期間とする） ※講師は経営コンサルタントを予定。	
<u>2 創業支援等事業の実施方法</u>	
・盛岡市のインキュベーション施設をメイン会場に、受講者の募集、会場準備、教材の準備等の事務手続きは4市町および盛岡市産業支援センター、盛岡市産学官連携研究センターが連携して行う。	

- ・カリキュラムの策定は、盛岡市企業支援マネージャーのアドバイスを受け、盛岡市と講師が連携して行う。
- ・受講者については、4市町のホームページや広報誌において広く募集し、4市町以外からの受講希望者も受け入れるなど柔軟に対応する。
- ・全6回を受講し、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識が身に付いたと判断できた者を特定創業支援等事業の資格を満たした者とし、個人情報の取り扱いに関する本人了解を得て、氏名、住所、連絡先、受講日、受講内容を記録した名簿を盛岡市が作成する。
- ・上記卒業生については、盛岡市産業支援センターにおいてその後の状況をフォローアップし、創業支援機関連絡会議において、創業の有無、事業の実績、その後の状況など情報共有を行う。また、盛岡地域ビジネスプランコンテストへの参加を促し、事業展開に必要な人的ネットワーク形成を支援するとともに、創業意欲のさらなる向上を図る。

計画期間

平成27年4月1日～令和11年3月31日

変更箇所については令和5年12月25日～令和11年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第12回認定日以降の申請が対象となる。

別表1－4（くずまき型持続可能な産業づくり支援）【既存】

市町村が実施する創業支援等事業（葛巻町）

創業支援等事業の目標	
商工業における経営品質の向上や生産技術の継承、後継者育成等の取組を支援することにより、持続可能な産業構造及び経営体の構築を図り、産業振興による地域経済の活性化及び雇用の創出、町民所得の向上を図ることを目的とする。	
創業支援に係る事業メニューは「起業家支援事業」のため、当該メニューの平成26年度からの実績は0件であるが、創業支援対象者数及び創業者数は1件を目標とする。	
(目標数)	
・創業支援対象者数：1人 創業者数：1人	
創業支援等事業の内容及び実施方法	
1 創業支援等事業の内容	
葛巻町では、「くずまき型持続可能な産業づくり支援事業」により、起業家支援をはじめ経営品質向上や後継者育成、新分野開拓・連携支援などに取組む事業者等に助成（補助金）を行い、持続的な産業構造の構築を図る。	
【事業メニュー】	
① ものづくり人材育成事業（技術や資格取得の支援） ② 経営品質向上事業（サービスの向上や経営安定化の支援） ③ 後継者育成事業（資格取得等後継者の育成支援） ④ 起業家支援事業（町内での起業を支援） ⑤ 電子化推進事業（起業のI C T支援） ⑥ 新分野開拓・連携支援事業（企業の新分野進出や他事業者との連携支援）	
【対象者】	
① 葛巻町内に主たる事務所または営業所を有し、商工業を営む法人又は個人 ② 葛巻町内に主たる事務所または事務局を有し、商工業の活性化等に資する団体 ③ 葛巻町内に住所を有し、葛巻町内で商工業を起業する事を目的とした個人	
【補助率】	
① ものづくり人材育成事業 対象経費の1／2 上限 50万円 ② 経営品質向上事業 対象経費の1／2 上限 50万円 ③ 後継者育成事業 対象経費の2／3 上限 50万円 ④ 起業家支援事業 対象経費の2／3 上限 200万円 ⑤ 電子化推進事業 対象経費の1／2 上限 50万円 ⑥ 新分野開拓・連携支援事業 対象経費の1／2 上限 100万円 ※ 同一事業主体による同一事業の利用は3カ年度を限度。※⑤以外 ※ 同一事業主体による複数のメニュー利用は2事業を限度。	
2 創業支援等事業の実施方法	
・葛巻町役場いらっしゃい葛巻推進課に相談窓口を設置し、随時対応する。また、チラシを作成し、相談窓口で当該事業について紹介するほか、取扱金融機関及び関係機関に配布し、周知を図る。加えて、広報誌への掲載及びケーブルテレビでの告知を通じて幅広く周知を図る。	
計画期間	
平成27年4月1日～令和11年3月31日	
変更箇所については令和3年1月15日～令和11年3月31日	

別表1－5（岩手町型起業支援事業）【既存】

市町村が実施する創業支援等事業（岩手町）

創業支援等事業の目標
<p>岩手町における地方創生の推進、安定したしごとをつくるために主役となる人材の確保を図り、基幹産業の農業を中心とした新規事業の創出等を推進する。</p> <p>その中において、岩手町での起業に対する機運が根付き醸成し、起業家の活躍により、後進の起業者が続く状況を創出するとともに、産業の振興、地域の活性化、雇用の確保・拡大につなげるため、起業のきっかけづくりから、起業準備・創業・成長期・自立までをトータルサポートすることを目的とする。</p> <p>創業支援者数は10名、創業者数は1件を目標とする。</p> <p>(目標数)</p> <ul style="list-style-type: none">・創業支援対象者数：10人 創業者数：1人
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p><u>1 創業支援等事業の内容</u></p> <p>岩手町では、「岩手町起業チャレンジ応援事業」により、新たな需要や雇用の創出等を促進し、地域経済の活性化に資することを目的として、起業・創業又は第二創業等に要する経費に対し助成を行い、創業期・成長期・自立までを支援する。</p> <p>【事業メニュー】 岩手町起業チャレンジ応援事業（岩手町内での起業に対する助成事業）</p> <p>【対象者】 岩手町内に住所を有し、岩手町内での起業する事を目的とした個人・法人等</p> <p>【事業内容・補助率】 岩手町起業チャレンジ応援事業 新たに起業・創業する者や第二創業を行う者に対して、その創業等に要する経費の一部を補助し、新たな需要や雇用の創出等を促進し、地域経済の活性化を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none">・補助率 1／2・補助上限額 50万円 <p><u>2 創業支援等事業の実施方法</u></p> <p>岩手町役場みらい創造課に相談窓口を設置し、隨時対応する。また、チラシを作成し、相談窓口で当該事業について紹介するほか、取扱金融機関及び商工会をはじめとした関係機関に配布し、周知を図る。加えて、広報誌への掲載及び町ホームページやSNSでの告知を通じて幅広く周知を図る。</p>
計画期間
平成31年4月1日～令和11年3月31日
変更箇所については令和5年12月25日～令和11年3月31日

別表1－6（盛岡地域ビジネスプランコンテスト）【既存】【創業機運醸成事業】

市町村が実施する創業機運醸成事業（盛岡市・滝沢市・紫波町・矢巾町）

創業支援等事業の目標	
・「盛岡地域ビジネスプランコンテスト」の開催 盛岡地域で、現段階での創業希望の有無を問わず、独創的かつ収益性の高いビジネスプランを持つ者によるビジネスプランの発表会をコンテスト形式で実施し、新規創業者数の増加に結びつける。さらに、盛岡市産業支援センターと「起業家塾@もりおか」と連携することで、コンテストをセンター入居者、起業家塾修了生、創業希望者、創業後間もない創業者及び創業無関心層の交流の場として、人的ネットワーク形成促進を図りながら、センター利用者や起業家塾受講者の増加といった相乗効果を見込む。このことにより、最終的には地域産業の担い手となる創業希望者が育成・発掘され、盛岡地域の創業機運の向上につながることを目指す。 コンテスト参加人数の目標については40人、交流会参加人数の目標については20人とする。最終的な目標は、コンテストをきっかけにワンストップ相談窓口や特定創業支援等事業などを利用してもらい、創業に至らせることとする。	
(目標数) ・創業機運醸成事業の対象者数：40人	
創業支援等事業の内容及び実施方法	
<u>1 創業支援等事業の内容</u> ＜盛岡地域ビジネスプランコンテスト＞ 「盛岡地域ビジネスプランコンテスト」は、広く盛岡地域（盛岡市・滝沢市・紫波町・矢巾町）の住民に参加を募り、ビジネスに関する独創性の高いアイデアを持つ者が創業無関心層を含む参加者にビジネスプランを発表するイベントであり、プランの独創性や完成度等による順位付けを行い、優勝者にはインセンティブを付与することで、エンターテインメント性を高める。この事業により参加者に創業に対する理解と関心を深め、地域の創業希望者の層を厚くすることで地域産業の担い手となる人材の育成を図り、盛岡地域の経済、産業の活動を振興することを目指し、「地域人材育成ネットワーク事業実行委員会」が事業主体となり新規に開催する。 また、コンテスト後には交流会を実施することとし、参加者間や創業支援等事業者間の人的ネットワークの育成を図ることで、創業希望者の仲間づくりを促進し、創業に対し無関心であった参加者の、創業に対するハードルを低くする。	
<u>2 創業支援等事業の実施方法</u> ・会場においては、5名程度にビジネスプランを発表してもらい、別に選定する評価委員及び聴衆による評価のもと、その場で順位付けし、優勝者には賞金等の授与を行う。 ・コンテスト終了後は立食形式の交流会を実施し、創業希望者や創業支援等事業者、創業無関心層の交流を図る。 ・開催時期、評価委員の選定、参加者の募集方法、企画内容の協議や会場の準備等の事務手続については、盛岡市、滝沢市、紫波町、矢巾町で構成する「地域人材育成ネットワーク事業実行委員会」において、必要に応じ盛岡市企業支援マネージャーのアドバイスを受けながら実施する。 ・参加者の募集については、4市町のホームページや広報誌において広く募集し、4市町以外からの参加希望者も受け入れるなど柔軟に対応する。	
計画期間	
平成31年4月1日～令和11年3月31日	
変更箇所については令和5年12月25日～令和11年3月31日	

別表1－7（起業家塾for Beginner@もりおか）【新規】【創業機運醸成事業】

市町村が実施する創業支援等事業（盛岡市・滝沢市・紫波町・矢巾町）

創業支援等事業の目標																	
・「起業家塾for Beginner@もりおか」の開催 令和4年度に2回開催し、107人が受講しており、令和5年度より新たに受講生のニーズが高い起業・創業前後の実務の流れを学ぶ「起業家塾for Beginner（実務編）@もりおか」も年1回開催することから、受講人数を各回40人、年度計120人とし、講座の内容の充実、「起業家塾@もりおか」や盛岡地域ビジネスプランコンテストとの連携により、年間3件程度の新規起業を目標とする。																	
(目標数) ・創業支援対象者数：120人 創業者数：3人																	
創業支援等事業の内容及び実施方法																	
<p><u>1 創業支援等事業の内容</u> <起業家塾for Beginner@もりおか> 「起業家塾for Beginner@もりおか」は、盛岡市、滝沢市、紫波町、矢巾町で構成する「地域人材育成ネットワーク事業実行委員会」が事業主体となり、起業・創業、新規事業の立ち上げに关心がある方を対象とした全1回（4時間）の初歩的な講座であり、令和4年度に2回開催し、延べ107人が受講している。受講終了後については、講師等による継続的な相談はもとより、司法書士、弁理士、社会保険労務士といった有資格専門家がベンチャーメンター（起業家への指導・助言者）として新規創業者の抱える経営面等の課題解決を支援する体制を整えている。 本計画では、「起業家塾for Beginner@もりおか」の継続開催並びに起業・創業前後の実務の流れを学ぶ「起業家塾for Beginner（実務編）@もりおか」を令和5年度に新たに開催することにより、卒業生を「起業家塾@もりおか」や盛岡地域ビジネスプランコンテストに誘導することで、地域の創業機運醸成とあわせて卒業生の創業意欲のさらなる向上を図り、創業者数の増加に繋げる。</p> <p>・「起業家塾 for Beginner@もりおか」カリキュラム</p> <table border="1"><tr><td>1 起業するはどういうこと？</td></tr><tr><td>2 起業に向けたプロセスを知っておこう</td></tr><tr><td>3 事業アイデアは身近なところに</td></tr><tr><td>4 お客様は誰なのか知っておこう</td></tr><tr><td>5 戦う相手は誰なのか知っておこう</td></tr><tr><td>6 相談できる場所を知っておこう</td></tr></table> <p>・「起業家塾 for Beginner（実務編）@もりおか」カリキュラム</p> <table border="1"><thead><tr><th>創業手続きの実務</th><th>税務・会計の実務</th></tr></thead><tbody><tr><td>1. 今どこまで来ていますか？</td><td>1. 何に対して税金が課税されるのでしょうか？</td></tr><tr><td>2. 組織形態を決めましょう</td><td>2. 日次・月次・年次の会計運用</td></tr><tr><td>3. 株式会社の創業手続き</td><td>3. 簿記をどこまで知っておいた方がよいでしょうか？</td></tr><tr><td>4. 個人事業主の創業手続き</td><td>4. 青色申告決算書の見方</td></tr></tbody></table>		1 起業するはどういうこと？	2 起業に向けたプロセスを知っておこう	3 事業アイデアは身近なところに	4 お客様は誰なのか知っておこう	5 戦う相手は誰なのか知っておこう	6 相談できる場所を知っておこう	創業手続きの実務	税務・会計の実務	1. 今どこまで来ていますか？	1. 何に対して税金が課税されるのでしょうか？	2. 組織形態を決めましょう	2. 日次・月次・年次の会計運用	3. 株式会社の創業手続き	3. 簿記をどこまで知っておいた方がよいでしょうか？	4. 個人事業主の創業手続き	4. 青色申告決算書の見方
1 起業するはどういうこと？																	
2 起業に向けたプロセスを知っておこう																	
3 事業アイデアは身近なところに																	
4 お客様は誰なのか知っておこう																	
5 戦う相手は誰なのか知っておこう																	
6 相談できる場所を知っておこう																	
創業手続きの実務	税務・会計の実務																
1. 今どこまで来ていますか？	1. 何に対して税金が課税されるのでしょうか？																
2. 組織形態を決めましょう	2. 日次・月次・年次の会計運用																
3. 株式会社の創業手続き	3. 簿記をどこまで知っておいた方がよいでしょうか？																
4. 個人事業主の創業手続き	4. 青色申告決算書の見方																

2 創業支援等事業の実施方法

- ・盛岡市のインキュベーション施設等をメイン会場に、受講者の募集、会場準備、教材の準備等の事務手続きは4市町が連携して行う。
- ・カリキュラムの策定は、盛岡市企業支援マネージャーのアドバイスを受け、盛岡市と講師が連携して行う。
- ・受講者については、4市町のホームページや広報誌において広く募集し、4市町以外からの受講希望者も受け入れるなど柔軟に対応する。
- ・上記卒業生については、盛岡市産業支援センターにおいてその後の状況をフォローアップし、創業支援機関連絡会議において、創業の有無、事業の実績、その後の状況など情報共有を行う。また、「起業家塾@もりおか」や盛岡地域ビジネスプランコンテストへの参加を促し、事業展開に必要な人的ネットワーク形成を支援するとともに、創業意欲のさらなる向上を図る。

計画期間

令和5年12月25日～令和11年3月31日

別表2－1（ワンストップ相談窓口）【既存】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 ①八幡平市商工会 ②滝沢市商工会 ③零石商工会 ④葛巻町商工会 ⑤岩手町商工会 ⑥紫波町商工会 ⑦矢巾町商工会
(2) 住所 ①八幡平市大更35-63-85 ②滝沢市鶴飼御庭田92-3 ③岩手郡零石町中町7-4 ④岩手郡葛巻町葛巻16-1-1 ⑤岩手郡岩手町大字江刈内第9地割65-1 ⑥紫波郡紫波町日詰字東裏85-4 ⑦紫波郡矢巾町大字南矢幅第8地割261番地
(3) 代表者の氏名 ①会長 高橋 富一 ②会長 阿部 正喜 ③会長 土橋 幸男 ④会長 吉澤 信光 ⑤会長 八戸 保彦 ⑥会長 橋 富雄 ⑦会長 水本 孝
(4) 連絡先 ①TEL:0195-76-2040 FAX:0195-76-2145 担当：振興企画グループ 佐々木 悟 ②TEL:019-684-6123 FAX:019-687-3090 担当：民部田 健一 ③TEL:019-692-3321 FAX:019-692-1667 担当：前田 智栄子 ④TEL:0195-66-2658 FAX:0195-66-2815 担当：東山崎 政弘 ⑤TEL:0195-62-2760 FAX:0195-62-4844 担当：花坂 広幸 ⑥TEL:019-672-2244 FAX:019-672-2316 担当：佐藤 徹 ⑦TEL:019-697-5111 FAX:019-697-5115 担当：山田 徳浩
創業支援等事業の目標
八幡平市商工会においては、平成29年度に6件の創業に係る相談があり、創業資金等の支援の結果、それぞれの案件が年度内に事業化に至った。 ※H29創業支援状況（八幡平市商工会） ・創業相談 6件（宿泊業2件、飲食業1件、理美容業1件、建設業1件、その他1件） 具体的な支援内容としては、 ・創業融資 6件（金融機関の協力を得て、新創業融資制度およびいわて起業家育成資金を利用） ・経営計画 5件（資金繰り表及び経営計画書の作成支援） 1件（事業承継計画から単独の創業計画へ切り替え支援） また、矢巾町商工会の平成29年度の創業相談件数は19件で、うち14件が商工会独自で支援を、5件は金融機関の支援を受け、19件全てが事業化に至った。 ※平成29年度創業支援状況（矢巾町商工会） ・創業相談 19件（建設業5件、飲食業4件、運送業・整体業各2件、農業・印刷・情報・介護・歯科技工士・税理士各1件） ・創業融資 9件（建設業3件、飲食業2件、整体業・介護・歯科技工士・税理士各1件） ・経営計画 13件（建設業・飲食業各3件、農業・印刷業・運送業・整体業・介護・歯科技工士各1件）

士・税理士各1件)

八幡平市及び矢巾町の2商工会以外の各市町商工会においては、これまで特段の相談・支援実績はないものの、本計画の策定により、岩手県商工会連合会と連携しながら、起業・創業の周知啓発を図るとともに、それぞれの商工会ごとに相談窓口担当者を配置し、窓口機能を充実させることにより、年間20件程度の相談と4件程度の新規創業を目指とする。

(目標数)

- ・創業支援対象者数：20人 創業者数：4人

創業支援等事業の内容及び実施方法

1 創業支援等事業の内容

- ・各市町商工会内に創業支援のワンストップ相談窓口を設け、各創業支援機関と連携し、様々な創業時の課題を解決する。
- ・ワンストップ相談窓口は、所在する自治体が設置する担当窓口と盛岡市企業支援マネージャーとが緊密に連携し相談対応を行う。
- ・ワンストップ相談窓口では、盛岡広域8市町が公開する国、県、市の支援施策一覧へのリンクを張るなど、盛岡地域で創業支援を行っている創業支援機関をまとめ、ホームページ上で紹介できるようにする。
- ・ホームページでの情報提供のほか、電話、メールによる相談も受け付ける。
- ・また、相談者の相談内容やステージに応じた支援を可能にするため、相談者が必要とする支援の内容を判断し、技術的・専門的内容については連携する専門機関につなぐなど適切なコーディネートを行う。

2 創業支援等事業の実施方法

- ・各市町商工会内に、担当者1名を配置し、関係機関と連携したワンストップ窓口を設置する。また、ワンストップ窓口設置のパンフレットを窓口にそれぞれ配架し、幅広く創業者の目に届くようする。
- ・盛岡広域8市町のホームページ及び広報誌においても、相談窓口設置を広くPRしていく。
- ・各市町商工会は、営業日の8時30分から17時15分まで相談対応を行う。
- ・各市町商工会のホームページや会員向け広報誌等において、ワンストップ相談窓口設置を広く周知していく。

計画期間

平成27年4月1日～令和11年3月31日

変更箇所については平成31年4月1日～令和11年3月31日

別表2－2（創業スクール）【既存】【特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要	
(1) 氏名又は名称 盛岡商工会議所	
(2) 所在地 岩手県盛岡市清水町14-12	
(3) 代表者の氏名 会頭 谷村 邦久	
(4) 連絡先 TEL 019-624-5880 (代表) FAX 019-654-1588 担当 企業支援部	
創業支援等事業の目標	
<ul style="list-style-type: none">「もりおか創業スクール」は、創業予定者の機運醸成を図り、創業5年以内の事業者の参加も受け入れることで、持続的な経営に資することを目的とする。本事業では、ビジネスプラン、販売戦略・販路開拓、資金調達など、初步から創業に至るまでの必要不可欠な知識を学び、経営を軌道に乗せる上で事業計画の策定が肝要であることの理解を深める。	
(目標数) ・創業支援対象者数：30人 創業者数：10人	
創業支援等事業の内容及び実施方法	
<u>1 創業支援等事業の内容</u> <ul style="list-style-type: none">開催日は土曜日に設定する等受講者の便宜を図り、主講師には中小企業診断士を予定。カリキュラムは1日6時間×5日間の1か月以上の期間とし、「経営」「財務」「販路開拓」「人材育成」等、持続的な経営に資する4つの知識が身につくテーマを中心に、先輩創業者による事例発表等を組み込む。個々のビジネスプランに基づく事業計画の策定支援を行うとともに、経営指導員も立ち会い、その計画の内容や創業時の課題解決に向けたアドバイスのほか必要な情報（資料）提供も行い、受講者の創業マインドの醸成を後押しする。	
<ul style="list-style-type: none">実施にあたっては、盛岡市、日本政策金融公庫盛岡支店国民生活事業、岩手県信用保証協会等とも連携しカリキュラム等内容の充実を図る。5日間のうち出席率80%以上の受講者には、「修了証」を発行し、特定創業支援等事業による支援を受けたことを証する。（修了者は岩手県融資制度「いわて起業家育成資金」（育成資金）への申込資格を有する。）スクール終了後は、受講者の創業動向の確認を行いながら、計画のブラッシュアップ、モニタリングを通じて創業実現に向け、伴走支援する（支援者の状況に応じ、概ね1か月～1年程度を想定）。特定創業支援等事業の資格を満たした者については、個人情報の取り扱いに関する本人了解を得て、氏名、住所、連絡先、受講日、受講内容を記録した名簿を作成し、盛岡市に報告する。個人情報については、個人情報保護法を順守し、適切に管理する。	
<u>2 創業支援等事業の実施方法</u> <p>盛岡商工会議所会報誌「S a n s a」、ホームページを活用するほか、県内関係機関へ周知を依頼し、受講者の発掘に努める。会場は、盛岡商工会議所本所会館を予定。</p>	

計画期間
平成27年4月1日～令和11年3月31日
変更箇所については令和5年12月25日～令和11年3月31日
※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第1 2回認定日以降の申請が対象となる。

別表2－3（資金調達支援）【既存】
市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 盛岡商工会議所
(2) 所在地 岩手県盛岡市清水町14-12
(3) 代表者の氏名 会頭 谷村 邦久
(4) 連絡先 TEL 019-624-5880 (代表) FAX 019-654-1588 担当 企業支援部
創業支援等事業の目標
<ul style="list-style-type: none"> ・創業計画作成の重要性・必要性、資金調達に必要な知識・条件等の浸透を図る。 ・創業スクール以外での創業相談件数（資金調達含む）70件を目標とし、融資制度の紹介に加え、創業後の計画の進み具合や資金調達状況を確認し、フォローアップに努める。 <p>(目標数)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創業支援対象者数：70人 創業者数：70人
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>1 創業支援等事業の内容</p> <p>経営指導員による創業予定者に対する個別支援や、専門家（中小企業診断士）による定期個別経営相談会を実施している。</p> <p>加えて、地域金融機関等からの依頼案件に対する創業計画作成支援等を通じて、円滑な資金調達の実現を図り、開業への道筋を付ける。</p> <p>2 創業支援等事業の実施方法</p> <p>定期個別相談会の日程を盛岡商工会議所会報誌「S a n s a」・ホームページ、チラシ等を活用し広く周知を行う。</p> <p>また、盛岡市等に定期個別経営相談会および当所支援メニューを記載したチラシの設置を依頼し、その配布を通じて創業者の発掘に努める。</p>
計画期間
平成27年4月1日～令和11年3月31日
変更箇所については平成31年4月1日～令和11年3月31日

別表2－4（創業セミナー・個別相談指導）【既存】【特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要	
(1) 氏名又は名称 岩手県中小企業団体中央会	
(2) 住所 岩手県盛岡市肴町4-5 カガヤ肴町ビル2階	
(3) 代表者の氏名 会長 小山田 周右	
(4) 連絡先 TEL : 019-624-1363 FAX : 019-624-1266	
創業支援等事業の目標	
■目標支援件数（年間）	創業セミナー 1回 受講者数15名 個別相談会 隨時 相談件数5件 個別指導 2件 指導回数10回 合計 30件
目標創業実現件数（年間）	2件
(目標数)	
・創業支援対象者数：30人 創業者数：2人	
■目標設定の根拠	平成30年度から令和4年度までの5年間で、創業セミナー受講者が延べ70人、個別指導（特定創業支援等事業）1件4回、創業者1人という実績から実現可能数値に設定。
創業支援等事業の内容及び実施方法	
<u>1 創業支援等事業の内容</u>	創業事例、創業支援策、企業組合制度等を内容とする一般公開のセミナー（年1回）を開催し、地域における起業マインドの喚起を促すとともに創業希望者の掘り起しを行う。その後、創業希望者に対して、各々の創業の準備状況に応じて創業・事業経営の知識が身につくよう指導員による個別指導を実施する。更に、要望に応じて専門家指導を実施し、創業希望者及び創業者の不得意な分野を重点的に支援する。これらの取り組みにより、盛岡広域における創業者の輩出、創業後のビジネスの継続を支援する。
<u>2 創業支援等事業の実施方法</u>	
(1) 創業セミナー	起業マインドの喚起、企業組合制度・創業支援施策の普及等 開催回数：年1回 目標受講者件数：15名
(2) 個別相談会（随時）	創業希望者の相談に随時対応し、相談内容に応じて、適切な支援や情報提供を行う。 相談件数：5件 ※相談会・セミナー参加者、本会への直接相談、市町・その他の創業支援機関からの紹介も含むものとする。
(3) 個別指導（特定創業支援等事業）	セミナー受講又は個別相談を経て、創業希望者及び創業者に対し、指導員が創業及び事業継続に必要な下記の指導項目についてマンツーマンの個別指導を実施する。創業希望者及び創業者が不得意な分野や専門性の高い分野については要望に応じて、中小企業診断士、社会保険労務士、税理士等の専門家による個別指導を実施する。 個別指導において、1カ月以上の期間に亘り、①経営②財務③人財育成④販路開拓の知

識を習得するため、①～④すべての項目について1回以上（計4回以上）の指導を受けた場合に、「特定創業支援等事業」を受けた者とする。

【指導項目の分類】

①経営

経営ビジョン・戦略の策定手法、ビジネスプランのプラッシュアップ
事業組織の選択及び設立手法、創業に必要な手続き 等

②財務

売上・利益・設備投資・資金等の計画策定手法、資金・資本調達手法
帳簿組織の整備や記帳方法、決算手続、財務分析手法 等

③人材育成

人事・労務管理、能力評価方法、能力開発手法、接遇・マナー 等

④販路開拓

市場調査・分析手法、ターゲット・商品・価格設定、営業・商談、販売促進策
等

支援件数：2件

指導回数：10回（2件×5回、うち専門家指導8回（2件×4回））

3 市町及びその他の創業支援等事業者との連携等

(1) 創業セミナーの開催周知の際に、各市町及びその他の創業支援等事業者の広報誌、HP等へ開催案内を掲載して頂く。

(2) 創業セミナー開催時に、市町の制度融資、利子補給制度、金融機関の融資メニューの紹介を行う。

(3) 創業セミナー開催後、開催した市町及び創業希望者の創業予定地の市町の相談窓口に対し創業希望者についての情報提供を行うとともに、各市町の支援策活用方法等の助言を得る。

(4) 個別指導の段階において、市町及びその他の創業支援等事業者と連携し、創業希望者及び創業者に対し各種創業支援策の活用等を支援する。

例①：商工会・商工会議所と共同で事業計画策定支援を行い、岩手県の融資制度「いわて起業家育成資金」を利用できるように推薦を行う。

例②：(株)岩手銀行・(株)北日本銀行・(株)東北銀行、盛岡信用金庫、日本政策金融公庫盛岡支店と連携し、創業希望者に対する支援協定・覚書を結び、国の創業補助金等を活用できるよう補助事業計画の策定支援を行う。

例③：創業者に融資を実施した金融機関と連携し、事業継続に必要な助言、事業・返済計画の立案・修正、販売促進等の支援を実施する。

(5) 名簿の共有について

特定創業支援等事業の資格を満たした者について、個人情報の取り扱いに関する本人の了承を得て、個人情報（氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、FAX番号、メールアドレス、その他の記述により当該本人を識別できるもの）を記載した名簿を作成し、各市町に直ちに提供する。

(6) 個人情報の管理について

本会は、収集した個人情報について、個人情報保護法を遵守し、適切な安全管理措置を講じることにより、個人情報の漏えい、紛失、既存及び個人情報への不正なアクセス等を防止することに努める。

計画期間

平成27年4月1日～令和11年3月31日

変更箇所については令和5年12月25日～令和11年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第12回認定日以降の申請が対象となる。

別表2-5（創業者向けインキュベーション：盛岡市産業支援センター）

【既存】 【特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要	
(1) 氏名又は名称 【指定管理者】F V C T o h o k u 株式会社 【指定管理期間】平成31年度～令和5年度	
(2) 住所 岩手県盛岡市大通3丁目6番12号開運橋センタービル3階	
(3) 代表者の氏名 代表取締役社長 小川 淳	
(4) 連絡先 TEL：019-606-3558 FAX：019-606-3568	
創業支援等事業の目標	
<ul style="list-style-type: none"> ・盛岡市産業支援センターは、盛岡市が設置するプレ・インキュベーションとして、平成14年11月に盛岡市が設置し、これまで延べ99社が入居し、60社が卒業企業として盛岡地域で引き続き事業を展開している。 ・産業支援センターの特徴は、入居者が「創業支援室」を利用し、インキュベーションマネージャーが限られた入居期間内において起業や経営など入居者のあらゆる相談に応じ、ハンズオンの支援により事業を軌道に乗せ卒業を目指すことがある。 ・令和3年度には5社、令和4年度には3社が卒業した。年間目標として、現在入居中の6社のうち2社ほどが卒業し、盛岡地域で事業展開することを目標とする。 	
(目標数) ・創業支援対象者数：6人 創業者数：2人	
創業支援等事業の内容及び実施方法	
<p><u>1 創業支援等事業の内容</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・盛岡市産業支援センターは、情報サービス業、放送業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業、各種商品卸売業などを対象業種とし、これから起業しようとする方及び創業後5年以内の方を支援対象とするプレ・インキュベーションとして、平成14年11月に盛岡市が設置し、令和4年度まで延べ99社が入居し、60社が卒業企業として盛岡地域で引き続き事業を展開している。 ・盛岡市産業支援センターは、入居者が24時間利用可能な起業スペース「創業支援室」を13室備えており、入居期間は原則1年、1年毎の更新審査により最長3年に設定していることから、限られた入居期間内においてインキュベーションマネージャーが起業や経営など入居者のあらゆる相談に応じ、ハンズオンの支援により事業を軌道に乗せ卒業を目指すことにある。 ・入居者に対しては、入居者の求めに応じた日常的な支援のほか、インキュベーションマネージャーによる月1回の定例ミーティングを実施し、事業の進捗説明、課題を共有し、適切な指導を行う。 ・インキュベーションマネージャーによる日常的な支援のほか、有識者で構成する運営委員会を組織し、年に2回、盛岡市産業支援センターの運営に関する意見をいただくほか、入居者の事業の進捗を確認するとともに適切なアドバイスを行う。 ・入居者相互のコミュニケーションの活性化と起業意欲のさらなる喚起を引き出す場づくりとして、入居者のほか運営委員会メンバーを交えた交流会を定期的に開催する。 ・盛岡地域における創業・起業の気運を高め、創業希望者相互のコラボレーションを創出する場づくりとともに、新たな創業希望者を発掘しセンターへの入居を促進することを目的とし、盛岡市産業支援センターの交流スペースをコワーキングスペースとして開放 	

する。利用者の対象は、あらかじめ利用申請を行い許可を受けた者とし、当分の間、無料で利用ができるものとする。交流スペースには、テーブル・椅子のほか、w i – f iによるインターネット環境及び創業関連の参考図書を整備し、利用者の利便を高める。

2 創業支援等事業の実施方法

- ・インキュベーションマネージャーは、週2回以上センターに常駐し、入居者の求めに応じた日常的な支援のほか、インキュベーションマネージャーによる月1回の定例ミーティングを実施し、入居者に対し事業の進捗説明、課題を共有し、適切な指導を行う。
- ・盛岡市は、盛岡市産業支援センターの指定管理者である運営者と月1回の連絡会議を開催し、入居者に対する支援状況、盛岡市産業支援センターの利用・運営状況を聞き取り、より効果的な支援・運営方法に向けた協議を定期的に行う。
- ・盛岡市産業支援センターに入居後6ヶ月以上経過し、インキュベーションマネージャーによる継続的な支援を受けて1か月以上にわたり、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識を身につけた者を特定創業支援等事業の資格を満たした者とし、個人情報の取り扱いに関する本人了解を得て、氏名、住所、連絡先、受講日、受講内容を記録した名簿を運営者が作成し、盛岡市に報告する。
- ・名簿の管理については、個人情報保護法及び盛岡市個人情報保護条例を遵守する。
- ・また、盛岡市産業支援センター卒業企業については、盛岡市産業支援センターにおいてその後の状況に係る情報収集を定期的に行い、現状を確認するとともに必要なフォローアップを行う。
- ・上記有資格者及び卒業企業については、創業支援機関連絡会議において、創業の有無、事業の実績、その後の状況など情報共有を行う。

計画期間

平成27年4月1日～令和11年3月31日

変更箇所については令和5年12月25日～令和11年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第12回認定日以降の申請が対象となる。

別表2-6（研究開発向けインキュベーション：盛岡市産学官連携研究センター）

【既存】 【特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要	
(1) 氏名又は名称 【指定管理者】国立大学法人岩手大学 【指定管理期間】令和2年度～令和6年度	
(2) 住所 岩手県盛岡市上田3-18-8	
(3) 代表者の氏名 学長 小川 智	
(4) 連絡先 TEL 019-621-6491 担当：研究支援・産学連携センター 教授 今井 潤	
創業支援等事業の目標	
<ul style="list-style-type: none"> ・盛岡市産学官連携研究センター（コラボM I U）は、メイン・インキュベーションとして、平成19年8月に岩手大学工学部敷地内に盛岡市が設置した、 ・コラボM I Uの特徴は、入居者が岩手大学の研究シーズを活用し企業の研究開発に係る技術的課題解決や経営面での支援を、インキュベーションマネージャーのほか連携する学内研究者が相談に応じ、限られた入居期間内においてハンズオンの支援により製品化・事業化を成し遂げ卒業を目指すことにある。 ・平成28年度から令和2年度までで、5社の大学発ベンチャー企業が創業していることから、年間目標として1社程度が創業し、卒業後に盛岡地域で事業を継続することを目標とする。 	
(目標数)	
・創業支援対象者数：1人 創業者数：1人	
創業支援等事業の内容及び実施方法	
<p>1 創業支援等事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・盛岡市産学官連携研究センター（コラボM I U）は、新技術又は新製品の開発を行うため岩手大学と産学共同研究を行う企業、岩手大学の研究成果をもとに新たな企業の創出をしようとする者又は創出した者（大学発ベンチャー企業）等を支援対象とするメイン・インキュベーションとして、平成19年8月に盛岡市が設置し、平成29年度まで延べ44社が入居し、7社が卒業企業として盛岡地域で引き続き事業を展開している。 ・コラボM I Uは、入居者が24時間利用可能な貸室を計34室と事業化支援ブース8ブースを備えており、入居期間は原則3年、1年毎の更新審査により最長5年に設定していることから、限られた入居期間内においてインキュベーションマネージャーが中心となり、岩手大学の研究シーズを活用し、企業の研究開発に係る技術的課題解決や経営面での相談対応など入居者のあらゆる相談に応じ、ハンズオンの支援により製品化・事業化を成し遂げ卒業を目指すことにある。 ・コラボM I Uは、岩手大学理工学部敷地内に設置され、隣接する岩手大学地域連携推進センターと2階3階フロアが渡り廊下で直結しており、研究開発を行う上で欠かせない学内研究者とのアクセスにおいて日常的に大学と行き来しやすい立地となっている。また、貸室については、オフィスタイプ（貸オフィス24.89～42.90m²）が18室、実験室タイプ（貸実験室24.89～42.90m²）が16室あり、研究開発に適した環境を整えている。 ・コラボM I Uは、盛岡地域における産学官連携の拠点施設として、岩手大学が事務局を担い20年以上にわたり活動を継続している産学官民のフラットな連携組織である岩手ネットワークシステム（I N S）と連携し、創業・起業支援も含めた地域産業活性化に 	

- 資する各種セミナー・フォーラムを開催し、産学官民のネットワーク形成による異分野交流などイノベーション創発のさまざまな機会を提供する。
- ・入居者に対しては、入居者の求めに応じた日常的な支援のほか、インキュベーションマネージャーによる月1回の定例ミーティングを実施し、事業の進捗説明、課題を共有し、適切な指導を行う。
 - ・インキュベーションマネージャーによる日常的な支援のほか、有識者で構成する審査・評価委員会を組織し、年に2回、コラボM I Uの運営に関する意見をいただくほか、入居者の事業の進捗を確認するとともに適切なアドバイスを行う。
 - ・入居者相互のコミュニケーションの活性化と事業化意欲のさらなる喚起を引き出す場づくりとして、入居者のほか審査・評価委員会メンバーを交えた交流会を定期的に開催する。
 - ・盛岡市における産業振興策のひとつとして、市内企業が、大学や公設試験研究機関等と産学共同研究を行う場合に、盛岡市がその一部を補助する「盛岡市産学共同研究事業補助金」の活用により、産学官連携手法による地域企業の技術革新・新事業創出を後押しする。

2 創業支援等事業の実施方法

- ・インキュベーションマネージャーは、大学及び盛岡市からそれぞれ1名ずつ、計2名を配置し、それぞれ週2回以上盛岡市産学官連携研究センターに常駐し、入居者の求めに応じた日常的な支援のほか、インキュベーションマネージャーによる月1回の定例ミーティングを実施し、入居者に対し事業の進捗説明、課題を共有し、適切な指導を行う。
- ・インキュベーションマネージャーは、入居者以外の技術相談及び創業・経営相談にも随時対応するとともに、創業希望者については必要に応じ盛岡市産業支援センターを紹介し案件を引き継ぐ。
- ・盛岡市は、コラボM I Uの指定管理者である運営者と月1回の連絡会議を開催し、入居者に対する支援状況、コラボM I Uの利用・運営状況を聞き取り、より効果的な支援・運営方法に向けた協議を定期的に行う。
- ・コラボM I Uに入居後6ヶ月以上経過し、インキュベーションマネージャーによる継続的な支援を受けて1か月以上にわたり、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識を身につけた者を特定創業支援等事業の資格を満たした者とし、個人情報の取り扱いに関する本人了解を得て、氏名、住所、連絡先を記録した名簿を運営者が作成し、盛岡市に報告する。
- ・名簿の管理については、個人情報保護法及び盛岡市個人情報保護条例を遵守する。
- ・上記有資格者については、創業支援機関連絡会議において、創業の有無、事業の実績、その後の状況など情報共有を行う。

計画期間
平成27年4月1日～令和11年3月31日 変更箇所については平成31年4月1日～令和11年3月31日 ※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第2回認定日以降の申請が対象となる。

別表2-7（ものづくりインキュベーション：盛岡市新事業創出支援センター）

【拡充】【特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要	
(1) 氏名又は名称 【指定管理者】協同組合産業社会研究会経営者革新会議 【指定管理期間】令和5年度～令和10年度	
(2) 住所 岩手県盛岡市材木町2-26	
(3) 代表者の氏名 理事長 漆原 憲博	
(4) 連絡先 TEL 019-656-0120 担当：盛岡市新事業創出支援センターインキュベーションマネージャー 宇部眞一	
創業支援等事業の目標	
<ul style="list-style-type: none"> ・盛岡市新事業創出支援センター（M-t e c）は、盛岡市が設置するポスト・インキュベーションとして、平成20年5月にサイエンスゆいとぴあ（盛岡南新都市産業等用地）内に盛岡市が設置した。 ・M-t e cの特徴は、特色ある新事業等に取り組む入居者を、近接する公設試験研究機関や産業支援機関等との連携により、新事業の創出に向けた製品開発や販路拡大、資金調達、経営円滑化など、限られた入居期間内においてインキュベーションマネージャーが中心となったハンズオンの支援を行うことにより製品化・事業化を成し遂げ卒業を目指すことがある。 ・令和元年度から令和4年度には3社が卒業し、うち全てが市内で事業継続していることから、年間目標として、現在入居中の5社のうち1社程度の卒業・盛岡地域での事業展開を目標とする。 	
(目標数) ・創業支援対象者数（入居者）：5人 創業者数：1人	
創業支援等事業の内容及び実施方法	
<p><u>1 創業支援等事業の内容</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・盛岡市新事業創出支援センター（M-t e c）は、創業後間もない先端技術企業や次世代ニーズを先取りした特色のある新製品・新技術・新事業の創出に取り組む企業を支援するポスト・インキュベーションとして平成20年5月に盛岡市が設置し、令和4年度まで15社が入居し、うち9社が卒業企業として盛岡地域で引き続き事業を展開している。 ・M-t e cは、入居者が24時間利用可能な貸工場を6棟7室と、小規模なセミナー、会議、商談等に無料で利用できるセンターハウス1棟を備えており、入居期間は原則5年、ただし新製品又は新技術の企業化に相当の期間を必要とすると認められた場合は最長12年に設定していることから、限られた入居期間内においてインキュベーションマネージャーが中心となり製品開発や販路拡大、経営面での相談対応など入居企業のあらゆる相談に応じ、ハンズオンの支援により新事業の創出を成し遂げ卒業を目指すことがある。 ・M-t e cは、サイエンスゆいとぴあ（盛岡南新都市産業等用地）内に設置され、近接する岩手県工業技術センターをはじめとする公設試験研究機関や産業支援機関に近接し、好立地環境を活かした産業支援施設となっている。また、貸工場については、Aタイプ（100坪タイプ324.61m²）が2棟、Bタイプ（50坪タイプ165.62m²）が3棟、Cタイプ（30坪タイプ107.65m²）が1棟2室あり、小ロットの試作品開発やものづくりが可能な新製品開発に適した環境を整えている。 	

- ・入居者に対しては、入居者の求めに応じた日常的な支援のほか、インキュベーションマネージャーによる月1回の定例ミーティングを実施し、事業の進捗説明、課題を共有し、適切な指導を行う。
- ・入居企業同士が事業の進むべき方向性を共有し、協業してプロジェクトに取り組むといった産業クラスター形成の取組を支援する。
- ・インキュベーションマネージャーによる日常的な支援のほか、有識者で構成する運営委員会を組織し、年に2回、M-t e cの運営に関する意見をいただくほか、入居者の事業の進捗を確認するとともに適切なアドバイスを行う。
- ・入居者相互のコミュニケーションの活性化と事業化意欲のさらなる喚起を引き出す場づくりとして、入居者のほか運営委員会メンバーを交えた交流会を定期的に開催する。
- ・盛岡市における産業振興策のひとつとして、市内企業が、大学や公設試験研究機関等と産学共同研究を行う場合に、盛岡市がその一部を補助する「盛岡市産学共同研究事業補助金」の活用により、を産学官連携手法による地域企業の技術革新・新事業創出を後押しする。

2 創業支援等事業の実施方法

- ・インキュベーションマネージャーは、週2回以上センターに常駐し、入居者の求めに応じた日常的な支援のほか、インキュベーションマネージャーによる月1回の定例ミーティングを実施し、入居者に対し事業の進捗説明、課題を共有し、適切な指導を行う。
- ・インキュベーションマネージャーは、入居者以外の技術相談及び創業・経営相談にも随時対応するとともに、創業希望者については必要に応じ盛岡市産業支援センターを紹介し案件を引き継ぐ。
- ・盛岡市は、M-t e cの指定管理者である運営者と月1回の連絡会議を開催し、入居者に対する支援状況、M-t e cの利用・運営状況を聞き取り、より効果的な支援・運営方法に向けた協議を定期的に行う。
- ・M-t e cに入居後6ヶ月以上経過し、インキュベーションマネージャーによる継続的な支援を受けて1か月以上にわたり、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識を身につけた者を特定創業支援等事業の資格を満たした者とし、個人情報の取り扱いに関する本人了解を得て、氏名、住所、連絡先を記録した名簿を運営者が作成し、盛岡市に報告する。
- ・名簿の管理については、個人情報保護法及び盛岡市個人情報保護条例を遵守する。
- ・上記有資格者については、創業支援機関連絡会議において、創業の有無、事業の実績、その後の状況など情報共有を行う。

計画期間
平成27年4月1日～令和11年3月31日
変更箇所については令和3年6月25日～令和11年3月31日
※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第8回認定日以降の申請が対象となる。

別表2－8（ベンチャーファンド）【既存】【特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要	
(1) 氏名又は名称	①いわぎん事業創造キャピタル株式会社 ②株式会社 岩手銀行
(2) 住所	①岩手県盛岡市中央通1-2-3 ②岩手県盛岡市中央通1-2-3
(3) 代表者の氏名	①代表取締役社長 稲垣 秀悦 ②代表取締役頭取 岩山 徹
(4) 連絡先	①019-621-1470 (担当:投資部 高橋 庄平) ②019-623-1111 (担当地域貢献部 鈴木 千穂)
創業支援等事業の目標	
いわぎん事業創造キャピタル株式会社	
前回申請期間（令和元年4月～令和5年9月）での実績創業支援対象者数実績1名、創業者数1名の実績を踏まえ、下記目標を設定する。	
(目標数) ・創業支援対象者数: 1人 創業者数: 1人	
創業支援等事業の内容及び実施方法	
1 創業支援等事業の内容	
・ファンドからの投資先に対しては、毎月の経営者との経営会議を開催なかで、様々な経営課題（資金繰り、人材採用、営業戦略）の解決のために伴走し、事業成長をサポートする。	
<ファンドの概要>	
【ファンド名称】 (岩手新事業創造ファンド1号投資事業有限責任組合) (岩手新事業創造ファンド2号投資事業有限責任組合)	
【投資対象企業】 ・岩手県のベンチャー企業 ・岩手県出身者等が経営する岩手県外のベンチャー企業 ・岩手県の経済活性化を促すことが期待できる岩手県外企業	
【投資手法】 ・普通株式および優先株式の引受、新株予約権付社債の引受など。	
【資金使途】 ・事業成長に必要な資金。	
【ファンド出資者】 無限責任組合: いわぎん事業創造キャピタル株式会社、事業創造キャピタル株式会社 有限責任組合: 株式会社岩手銀行、学校法人龍澤学館、辻・本郷税理士法人	
【事業期間】 (岩手新事業創造ファンド1号投資事業有限責任組合)	
・2015年6月～2025年6月	

(岩手新事業創造ファンド2号投資事業有限責任組合)

・2019年5月～2029年5月

2 創業支援等事業の実施方法

- ・ファンド投資先については継続的な支援を行い、1ヶ月以上、4回以上にわたり、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識を身につけた者を特定創業支援等事業の資格を満たした者とする。
- ・特定創業支援等事業の資格を満たした者について、個人情報の取り扱いに関する本人の了承を得て、個人情報（氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、FAX番号、メールアドレス、その他の記述により当該本人を識別できるもの）を記載した名簿を作成し、各市町に直ちに提供する。
- ・個人情報の管理について
当社は、収集した個人情報について、個人情報保護法を遵守し、適切な安全管理措置を講じることにより、個人情報の漏えい、紛失、既存及び個人情報への不正なアクセス等を防止することに努める。
- ・新規投資先の発掘、投資候補先の事業計画のプラッシュアップ、学生起業家育成、Uターン・Iターンによる起業・創業支援等を行う。

計画期間

平成27年4月1日～令和11年3月31日

変更箇所については令和5年12月25日～令和11年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第2回認定日以降の申請が対象となる。

別表2-9（創業資金相談窓口）【既存】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要	
(1) 氏名又は名称	①株式会社岩手銀行 ②株式会社 北日本銀行 ③株式会社 東北銀行 ④盛岡信用金庫 ⑤株式会社 日本政策金融公庫
(2) 住所	①岩手県盛岡市中央通1-2-3 ②岩手県盛岡市中央通1-6-7 ③岩手県盛岡市内丸3-1 ④岩手県盛岡市中ノ橋通1-4-6 ⑤東京都千代田区大手町1-9-4
(3) 代表者の氏名	①代表取締役頭取 岩山 徹 ②取締役頭取 石塚 恭路 ③代表取締役頭取 村上 尚登 ④理事長 浅沼 晃 ⑤総裁 田中 一穂
(4) 連絡先	①019-623-1111 (担当: 地域貢献部 鈴木 千穂) ②019-653-1111 (担当: 営業統括部法人営業グループ 佐藤 弘滋) ③019-651-6161 (担当: 地域応援部 三田 岳) ④019-653-1525 (担当: 営業推進部 地域応援課 田中 紳也) ⑤019-623-4392 (担当: 盛岡支店 国民生活事業 小原 賢宏)
創業支援等事業の目標	
①株式会社 岩手銀行	2023年度から新中計（2023年度～2026年度）がスタートし、基本方針の一つに「ソーシャルソリューションビジネスの高度化」を掲げており、グループ会社機能の活用や外部事業者・団体等との連携を深めながら、引き続き起業・創業の支援を実施していく。
②株式会社 北日本銀行	創業計画の策定支援、専門人材の派遣、創業期の取引先への融資において、合わせて15件の支援を目標とし、うち10件の創業を目標とする。（盛岡市、八幡平市、滝沢市、零石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町における創業者に限る） (※) 当行における創業者は、これから創業しようとする事業者、または設立後および開業後1年以内の者を指す。
③株式会社 東北銀行	平成26年7月より、創業支援ローン「起業のとびら」にて、創業の資金面の支援を実施してきた。 現在はローン件数等の目標は設定していないが、起業・創業を目指す方々に対するハンズオン支援を行い、創業者の課題を総合的に支援し、地域経済の活性化を目指していく。 今後、年間15件の相談受付、15件の創業を目標とする。
④盛岡信用金庫	令和4年度の創業資金相談実績は年間40件、創業資金実行は26件の実績であった。創業相談にあたっては、営業店による対応の他、岩手県よろず支援拠点との合同相談会を活用するなど、資金以外の相談についても外部支援機関との連携を図り相談対応している。 これまでの実績を考慮し年間相談件数15件、創業資金実行15件を目標とする。

<p>⑤株式会社 日本政策金融公庫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創業フォローアップセミナーへの受講者10名以上を目標とする。 ・創業者（創業前から創業後1年以内）への年間融資件数80件以上を目標とする。 <p>(目標数)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創業支援対象者数：195人 創業者数：190人
<p>創業支援等事業の内容及び実施方法</p>
<p>1 創業支援等事業の内容</p> <p>①株式会社 岩手銀行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに事業を開始しようとする中小企業者（創業して5年未満の方を含む）に対し、十分なコンサルティングと円滑な資金供給を図ることを目的とした、いわぎん起業・創業サポートローン「Start Up！」を提供している。 ・商品構成は岩手県信用保証協会と提携した「マル保プラン」と当行独自の「プロパープラン」の二本立てとし、「プロパープラン」は第二創業も対象としている。 ・指定する外部機関（商工会議所、商工会、いわて産業振興センター、岩手県よろず支援拠点、岩手県中小企業診断士協会）の作成支援を受けた事業計画書を有することを要件の一つとしており、関係機関との連携を深め支援を実施している。 <p>②株式会社 北日本銀行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銀行内における創業支援研修等により行員の支援能力を強化し、ESGの観点を用いて、創業者の事業計画策定を支援する。 ・各種ファンド（きたぎん六次産業化支援ファンド、いわて希望ファンド、いわて農商工連携ファンドなど）を活用した支援を積極的に推進する。 ・事業性評価に基づく創業融資を積極的に推進する。 ・外部専門家（当行業務提携先および外部機関登録専門家等）と連携した事業化支援を行う。 <p>③株式会社 東北銀行</p> <p>各営業店で、該当のお客様へ「起業のとびら」の専用チラシを使用し、案内のほか、起業家向けに年1～2回程度、銀行から創業資金や運転資金を借入するときの注意点等の講座を開催予定。</p> <p>【創業支援ローン「起業のとびら」概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申し込みいただける方 当行営業区域内で創業を行おうとする方、または創業後1年未満の法人・個人事業主で、当行所定の条件を満たしている方 ・融資金額・融資形式 1、000万円以内（10万円単位）、証書貸付 ・融資期間 運転資金1年以上5年以内、設備資金1年以上10年以内 <p>④盛岡信用金庫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・起業家からの相談に対し真摯に対応する。 ・事業計画策定等の支援をする。 ・外部専門家と連携し、創業者の課題・問題点を解決する。 ・地方公共団体・各種団体等と協調・連携し、積極的にセミナーを開催する等創業者の発掘や支援をしていく。 ・もりおかSDGs投資事業有限責任組合（もりおかSDGsファンド）により地域課題解決に努める創業者に対し積極的な支援に努める。 <p>⑤株式会社 日本政策金融公庫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創業支援フォローアップセミナーを開催する。 セミナー終了後、希望者には個別相談会を実施する。

- ・創業者向けの相談窓口を常設する。
支店窓口は午前9時から午後5時まで開設（土日祝祭日を除く）

2 創業支援等事業の実施方法

①株式会社 岩手銀行

- ・岩手県内の起業・創業は小規模・零細事業が大勢であることから「マル保プラン」を主力として取扱うこととし、「プロパー・プラン」については、事業規模や業種等の面から「マル保プラン」では対応しきれない先または第二創業先等に対し活用していく。

③株式会社 北日本銀行

- ・盛岡市と他連携機関と共同設置する連絡会等を通じて議論・企画した創業支援策に対し、当行は積極的に協力し、また具体的支援を行う。

④盛岡信用金庫

- ・岩手県よろず支援拠点との連携を図り、ビジネスモデルの構築や経営知識など様々な課題について起業者との共通意識の構築を図りスムーズな起業を促していくほか、補助金制度の有効活用と申請に必要なアドバイスを行っていく。
- ・信用金庫業界のネットワークを通じて、首都圏等で開催するビジネスマッチングなどへの出展を通じ、販路開拓を支援する。
- ・「起業」⇒「軌道」⇒「成長」まで支援を継続していく。

⑤株式会社 日本政策金融公庫

- ・セミナーは会場準備、PR、運営などについて岩手県信用保証協会、岩手県商工会連合会、盛岡商工会議所と連携して開催する予定。
- ・「もりおか起業ファンド」及び「もりおかSDGsファンド」の出資者である盛岡信用金庫、盛岡市、滝沢市、矢巾町、紫波町、フューチャーベンチャーキャピタルとミーティングや交流会などで連携し、創業者の発掘を行う。
- ・各市町商工会において、「一日公庫」や「定例相談会」等を開催し、創業者の相談に応じる。

計画期間

平成27年4月1日～令和11年3月31日

変更箇所については令和5年12月25日～令和11年3月31日

別表2-10（もりおか起業ファンド）【既存】【特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要	
(1) 氏名又は名称 もりおか起業投資事業有限責任組合（略称：もりおか起業ファンド）	
(2) 住所 本社 岩手県盛岡市大通3丁目6番12号 開運橋センタービル3階	
(3) 代表者の氏名 F V C T o h o k u 株式会社 代表取締役社長 小川 淳	
(4) 連絡先 TEL : 019-606-3558 FAX : 019-606-3568	
創業支援等事業の目標	
<ul style="list-style-type: none">・創業予定や間もない企業に対して、ファンドからの投資による資金的な支援や、経営支援を行うことにより起業を支援する。・ファンドからの投資社数は累計9社（平成29年9月現在）。年間5件程度、最終的には20社程度の企業に投資することを目標とする。・ファンド開始からの支援対象者数109人（社）であり、ファンド運用期限となる4年後に200人（社）に達することを目標とする。	
(目標数)	
<ul style="list-style-type: none">・創業支援対象者数：25人 創業者数：5人	
創業支援等事業の内容及び実施方法	
<p><u>1 創業支援等事業の内容</u></p> <ul style="list-style-type: none">・ファンドからの投資による資金的な支援と、創業予定者等の経営計画の策定支援や毎月経営者とファンドによる会議を開催して資金繰り、人材採用、営業戦略についての経営アドバイスの実施などのハンズオン（育成支援）を行う。	
<ファンドの概要>	
<p>【投資対象企業】</p> <ul style="list-style-type: none">・盛岡市広域地域に本社を置く、会社設立後5年以内（原則）の企業。・業種、規模は問わない。	
<p>【投資手法】</p> <ul style="list-style-type: none">・一社当たりの投資金額は300万円～500万円。・株式及び新株予約権付社債など。	
<p>【投資の特徴】</p> <ul style="list-style-type: none">・資金使途の制約なし。・ファンドの関与期間は3年～5年で、期間限定の支援を行う。	
<p>【投資の審査】</p> <ul style="list-style-type: none">・経営者の資質と事業性を評価。	
<p>【出資者】</p> <p>盛岡信用金庫、盛岡市、滝沢市、矢巾町、紫波町、 FVC Tohoku株式会社</p>	
<p>【事業期間】</p> <ul style="list-style-type: none">・ファンドの存続期間：平成24年8月～令和6年8月（延長期間含む。）	
<p><u>2 創業支援等事業の実施方法</u></p> <ul style="list-style-type: none">・投資先の発掘 出資者である盛岡信用金庫や盛岡市からの紹介のほか、盛岡市産学官連携研究センター、盛岡市産業支援センター、岩手大学、日本政策金融公庫とも協力して投資先の発掘	

を行う。

- ・投資先の審査

経営者の資質と事業性の審査を行う。

- ・投資先の支援

月に1回程度、経営者と定期的に会議を開き、事業進捗についての確認と経営状況に応じたアドバイスを行う。

- ・出資者への報告

定期的に出資者とのミーティングを開催し、投資候補先の発掘状況、投資先の状況などについて報告。

- ・ファンドの継続的な支援を受けて、1か月以上又は4回以上にわたり、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識を身につけた者を特定創業支援等事業の資格を満たした者とし、個人情報の取り扱いに関する本人了解を得て、氏名、住所、連絡先を記録した名簿を作成し、各市町に報告する。

- ・名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。

- ・上記有資格者については、創業支援機関連絡会議において、創業の有無、事業の実績、その後の状況など情報共有を行う。

計画期間
平成27年4月1日～令和11年3月31日
変更箇所については平成31年4月1日～令和11年3月31日
※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第2回認定日以降の申請が対象となる。

別表2-12（女性起業芽でる塾）【既存】【特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要	
(1) 氏名又は名称 特定非営利活動法人 参画プランニング・いわて	
(2) 住所 岩手県盛岡市紺屋町5番28 ハイツグリーンゲーブルズ306号	
(3) 代表者の氏名 理事長 植田 真弘	
(4) 連絡先 岩手県盛岡市中ノ橋通1-1-10 プラザおでって1F もりおか女性センター 起業応援ルーム 芽でるネット TEL:019-604-3303/FAX:019-601-4032 担当：起業事業担当 森藤	
創業支援等事業の目標	
<p>・社会的・経済的自立を目指す女性の起業支援講座「女性起業芽でる塾」を4回連続で開催し、起業に興味がある女性20人の参加を目指す。</p> <p>1か月以上（4回以上）の講座を通して、起業に必要な知識やノウハウ（経営、財務、人材育成、販路開拓等）を学び、事業計画書を作成する。最終回は受講生の販売体験の場を提供し、女性起業家との交流を通して起業のノウハウを学ぶとともにネットワークづくりの機会とする。</p> <p>これら連続講座を通して女性起業家の人材育成及び力量支援を図る。</p> <p>講座受講後は、個別相談によるフォローアップや他機関の起業支援サービスを紹介することで、年間2名程度の起業を目指す。</p>	
(目標数)	
・創業支援対象者数：20人 創業者数：2人	
創業支援等事業の内容及び実施方法	
<p>1 創業支援等事業の内容</p> <p>平成19年度から実施している女性のための起業支援講座「女性起業芽でる塾」を実施する。第1回では起業に興味や関心のある女性の掘り起こしを行う。また、第2回、第3回では起業のための基礎知識や心構えを学びつつ、それぞれの起業プランを作成する。</p> <p>最終回は先輩女性起業家の講演会、講座を受講して起業した女性や起業準備中の女性が販売を体験する場を提供するとともに、起業を考えている女性や既に起業している女性との交流の場を設ける。</p> <p>【女性起業芽でる塾の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回 … 講義（10月頃実施） <p>例：「本音のWHY作成」（事業に取り組む動機・目的の洗い出し、本音の絞り込み）※経営</p> <p>「2つのキンセン」（管理会計・財務会計とは、資金調達情報）※財務</p> ・第2回 … 講義（10月頃実施） <p>例：「事業イメージを明確にしよう」</p> <p>（何を提供するか、提供価格と方法のマッチング、事業ユニット作成）</p> <p>※販路開拓</p> 	

- ・第3回 … 講義（講師による事業プランのブラッシュアップ）（11月頃実施）
※経営、財務、販路開拓、人材育成
- ・第4回 … 先輩女性起業家の起業までの道のりなどの講演会の他、講座を受講して起業した女性や起業準備中の女性が販売を体験する（12月頃実施）
※経営、財務、販路開拓、人材育成

全4回講座を通して、起業を目指す女性同士の横のつながりを視野に入れながら女性起業家の人才培养・力量形成を図る。※人才培养

※開催時間：第1回～第3回 土曜日または日曜日 10：00～13：00（予定）
第4回 土曜日または日曜日 10：00～15：00（予定）

講座受講生には、希望に応じて講師が個別相談に応じるほか、起業応援ルーム「芽でるネット」スタッフによる相談対応や情報検索サービスを提供する。

上記起業講座のほか、チラシや名刺の作り方などのパソコンサポート、パソコン貸出、作業場の提供としてコワーキングスペースの利用も可能。また、起業を目指す女性、起業している女性を対象に出店体験の場として起業応援ルーム内を貸し出す。

※本講座等は、盛岡市から指定管理を委託されているもりおか女性センター「起業応援ルーム「芽でるネット」事業として実施するものである。

2 創業支援等事業の実施方法

ア. 会場

- ・もりおか女性センター「起業応援ルーム「芽でるネット」」、生活アトリエ及びプラザおでって会議室。

イ. 周知

- ・講座開催は、市役所、図書館、公民館及びSNS等を通して周知を図る。

ウ. 連携方法

- ・「起業応援ルーム「芽でるネット」」では、主に利用者に対する情報提供の面で他機関との連携を図る。盛岡広域創業支援連絡会議参加団体が実施する起業講座やサポートサービス情報を収集、起業応援ルーム利用者へ紹介する。
- ・支援を行った創業者情報等に関しては個人情報保護に配慮しつつ、盛岡市に情報提供を行い、各支援機関と共有を図る。
- ・本事業を実施するにあたり個人情報保護法を遵守する。
- ・経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識が身に付いたと判断できた者を特定創業支援等事業の資格を満たした者とし、氏名、住所、連絡先、受講日、受講内容等を記載した名簿を作成し、個人情報の取り扱いに関する本人了解を得て、各市町に報告する。

計画期間

平成27年4月1日～令和11年3月31日

変更箇所については令和5年12月25日～令和11年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第12回認定日以降の申請が対象となる。

別表2-13（もりおかSDGsファンド）【拡充】【特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要	
(1) 氏名又は名称 もりおかSDGs投資事業有限責任組合（略称：もりおかSDGsファンド）	
(2) 住所 本社 岩手県盛岡市大通3丁目6番12号 開運橋センタービル3階	
(3) 代表者の氏名 F V C T o h o k u 株式会社 代表取締役社長 小川 淳	
(4) 連絡先 TEL : 019-606-3558 FAX : 019-606-3568	
創業支援等事業の目標	
<ul style="list-style-type: none">・SDGsの達成や社会課題解決に取り組む企業に対して、ファンドからの投資による資金的な支援や、経営支援を行う。・年間5件程度、最終的には25社前後の企業に投資することを目標とする。	
(目標数)	
・創業支援対象者数：25人 創業者数：5人	
創業支援等事業の内容及び実施方法	
<u>1 創業支援等事業の内容</u>	
<ul style="list-style-type: none">・ファンドからの投資による資金的な支援と、経営予定者等の経営計画の策定支援や毎月経営者とファンドによる会議を開催して資金繰り、人材採用、営業戦略についての経営アドバイスの実施などのハンズオン（育成支援）を行う。	
<ファンドの概要>	
【投資対象企業】	
<ul style="list-style-type: none">・盛岡市広域地域及び岩手県北地域に本社もしくは拠点を置く株式会社。・業種、規模は問わない。	
【投資手法】	
<ul style="list-style-type: none">・一社当たりの投資金額は500万円～1,000万円。・株式及び新株予約権付社債など。	
【投資の特徴】	
<ul style="list-style-type: none">・資金使途の制約なし。・ファンドの関与期間は3年～5年で、期間限定の支援を行う。	
【投資の審査】	
<ul style="list-style-type: none">・経営者の資質と事業性及びSDGsの17のゴールとの関連性を評価。	
【出資者】	
盛岡信用金庫、盛岡市、滝沢市、矢巾町、紫波町、 FVC Tohoku株式会社	
【事業期間】	
<ul style="list-style-type: none">・ファンドの存続期間：令和3年1月～令和12年12月（最大2年間の延長規程あり）	
<u>2 創業支援等事業の実施方法</u>	
<ul style="list-style-type: none">・投資先の発掘 出資者である盛岡信用金庫や盛岡市からの紹介のほか、盛岡市産学官連携研究センター、盛岡市産業支援センター、岩手大学、日本政策金融公庫とも協力して投資先の発掘を行う。・投資先の審査 経営者の資質と事業性及びSDGsの17のゴールとの関連性の審査を行う。	

- ・投資先の支援
月に1回程度、経営者と定期的に会議を開き、事業進捗についての確認と経営状況に応じたアドバイスを行う。
- ・出資者への報告
定期的に出資者とのミーティングを開催し、投資候補先の発掘状況、投資先の状況などについて報告。
- ・ファンドの継続的な支援を受けて、1か月以上又は4回以上にわたり、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識を身につけた者を特定創業支援等事業の資格を満たした者とし、個人情報の取り扱いに関する本人了解を得て、氏名、住所、連絡先を記録した名簿を作成し、各市町に報告する。
- ・名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。
- ・上記有資格者については、創業支援機関連絡会議において、創業の有無、事業の実績、その後の状況など情報共有を行う。

計画期間

令和3年1月15日～令和11年3月31日

変更箇所については令和3年6月25日～令和11年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第8回認定日以降の申請が対象となる。